

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する基本方針

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第3条に基づき次のとおり定める。

(指定管理者による管理の対象とする公の施設の基準)

次の各号のいずれかに該当する場合に、公の施設の管理を指定管理者に行わせることができるものとする。

- (1) 当該公の施設を通じて提供されるサービスの主たる対象となる住民で構成される団体が指定管理者となる場合
- (2) 当該公の施設の管理を法人その他の団体に委ねた方が、サービス内容の充実、効率的な運営等の観点から適当であると認められ、かつ、当該公の施設の設置目的が達成されると認められる場合

(指定管理者の選定基準)

指定管理者の選定にあたっての選定基準は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定的に行うために必要な経理的基礎、技術的能力及び人材を有していること。
- (4) 収支計算書の内容が、当該公の施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) その他市長が当該公の施設の性質又は目的に応じて特に定める必要がある事項を満たすこと。

(指定の期間)

指定の期間は、5年を超えない範囲で当該公の施設ごとに定める。

ただし、当該公の施設の性格上、5年を超える期間の指定を行うことが、当該公の施設の維持管理により効果的で効率的であると認められる場合には、この限りではない。